

新潟市消防局特別機動査察隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市消防局査察規程（令和8年新潟市消防局訓令第1号）に規定する査察について、法令違反の是正及び火災危険等の排除を的確に遂行するため設置する新潟市消防局特別機動査察隊に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規制指導課に新潟市消防局特別機動査察隊（以下「特別機動査察隊」という。）を置く。

(組織)

第3条 特別機動査察隊は規制指導課長が統括し、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 隊長は、規制指導課査察是正係長をもって充て、上司の命を受け副隊長及び隊員を指揮監督する。

(2) 副隊長は、規制指導課に所属する者のうち、消防司令補の階級にある者をもって充て、隊長の職務を補佐する。

(3) 隊員は、規制指導課に所属する者のうち、前2号に掲げる者以外の者をもって充てる。

(任務及び編成)

第4条 特別機動査察隊の任務は、次の各号に定めるものとする。

(1) 臨時査察の執行に関すること。

(2) 違反処理に関すること。

2 特別機動査察隊の編成は、原則として、前条に掲げる者で編成する。

(腕章の着用)

第5条 特別機動査察隊は、別記の腕章を左上腕部に着用すること。

(その他)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

腕 章

- 1 フルカラー印刷封入レンズ（ガラスビーズ）型再帰性反射材とし、ベース色は濃紺色、縁色はオレンジとする。
- 2 文字は「特別機動査察隊」「新潟市消防局」とし、新潟市消防局エンブレムを入れる。
- 3 腕章の両端にマジックテープ加工及び中央部分に幅 20mm のアクリルテープ（安全ピン付）を施す。
- 4 その他は下図のとおりとする。

(図)

